

## 平成21年平均の結果 (農林漁家世帯を含む)

### 二人以上の世帯

消費支出は、1世帯あたり 233,032 円  
 前年比 名目 10.3 % 増加 実質 11.0 % 増加

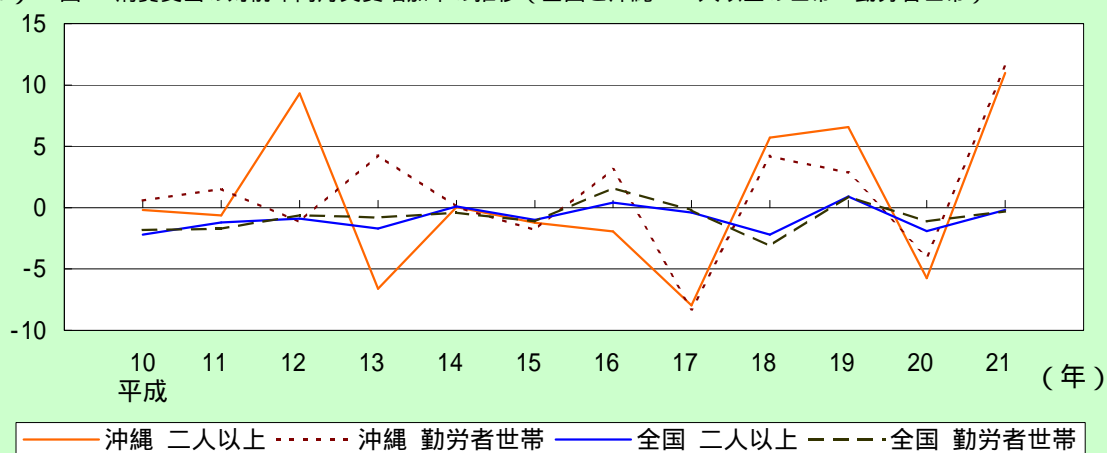
### 1 二人以上の世帯の家計

前年比(実質)で見ると、二人以上の世帯の一世帯あたりの消費支出は、2年ぶりに増加に転じた。

全国の水準(291,737円)を58,705円下回っている。

内訳(名目)をみると、教育、その他の消費支出、家具・家事用品などが増加し、住居、保健医療、光熱・水道が減少した。

(%) 図1 消費支出の対前年同月実質増加率の推移(全国と沖縄 - 二人以上の世帯・勤労者世帯)



平成12年までは「農林漁家世帯を除く」世帯での数値です。

### 二人以上の世帯のうち勤労者世帯

消費支出は、1世帯あたり 258,226 円  
 前年比 名目 10.9 % 増加 実質 11.5 % 増加  
 実収入は、1世帯あたり 385,016 円  
 前年比 名目 9.1 % 増加 実質 9.7 % 増加  
 可処分所得は、1世帯あたり 332,850 円  
 前年比 名目 5.8 % 増加 実質 6.4 % 増加

### 2 二人以上の世帯のうち勤労者世帯の家計

前年比(実質)で見ると、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の一世帯あたりの消費支出は、2年ぶりに増加に転じた。

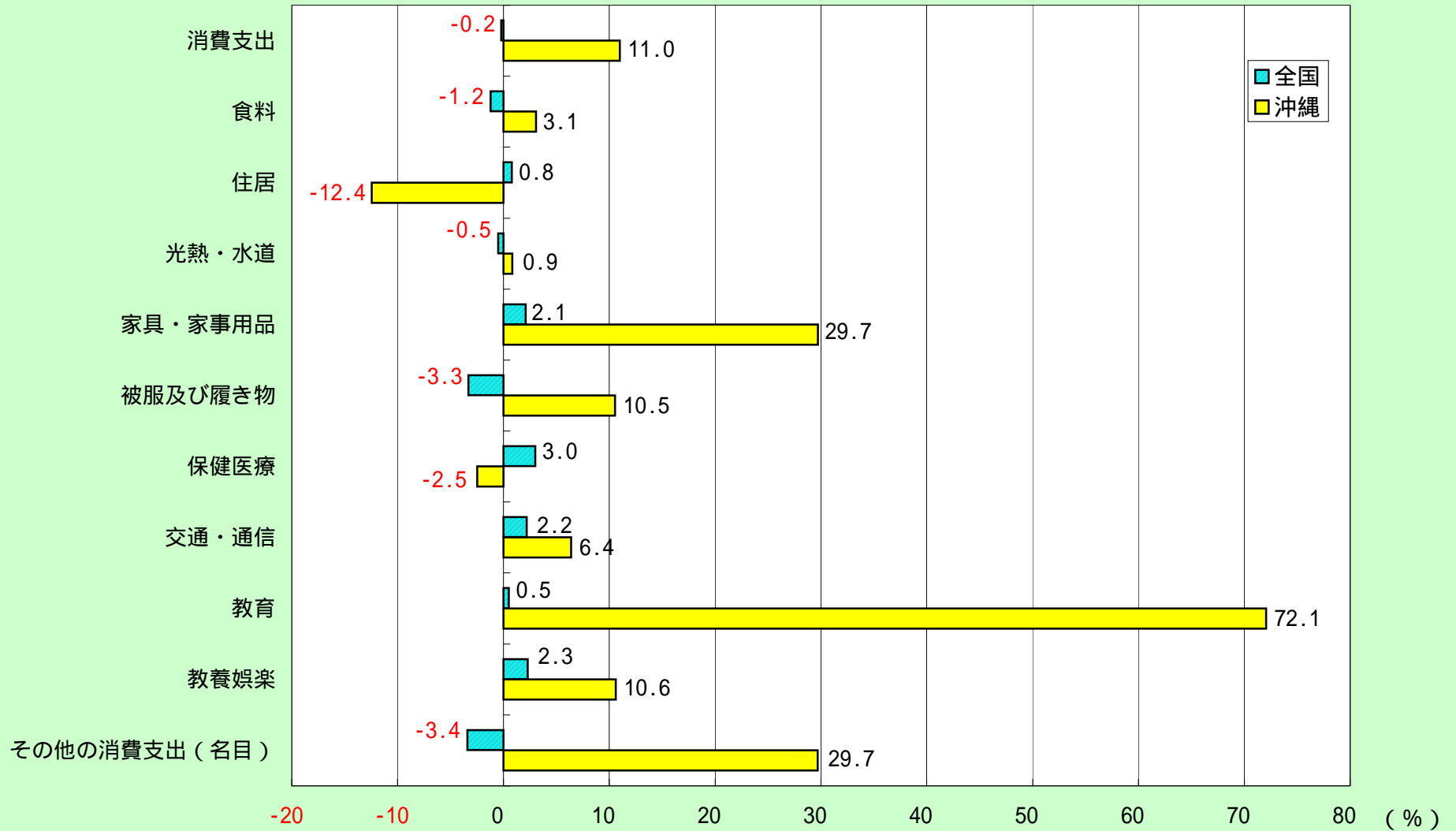
全国の水準(319,060円)を60,834円下回っている。

内訳をみると、教育、その他の消費支出、家具・家事用品などが増加し、住居、保健医療、光熱・水道などが減少した。

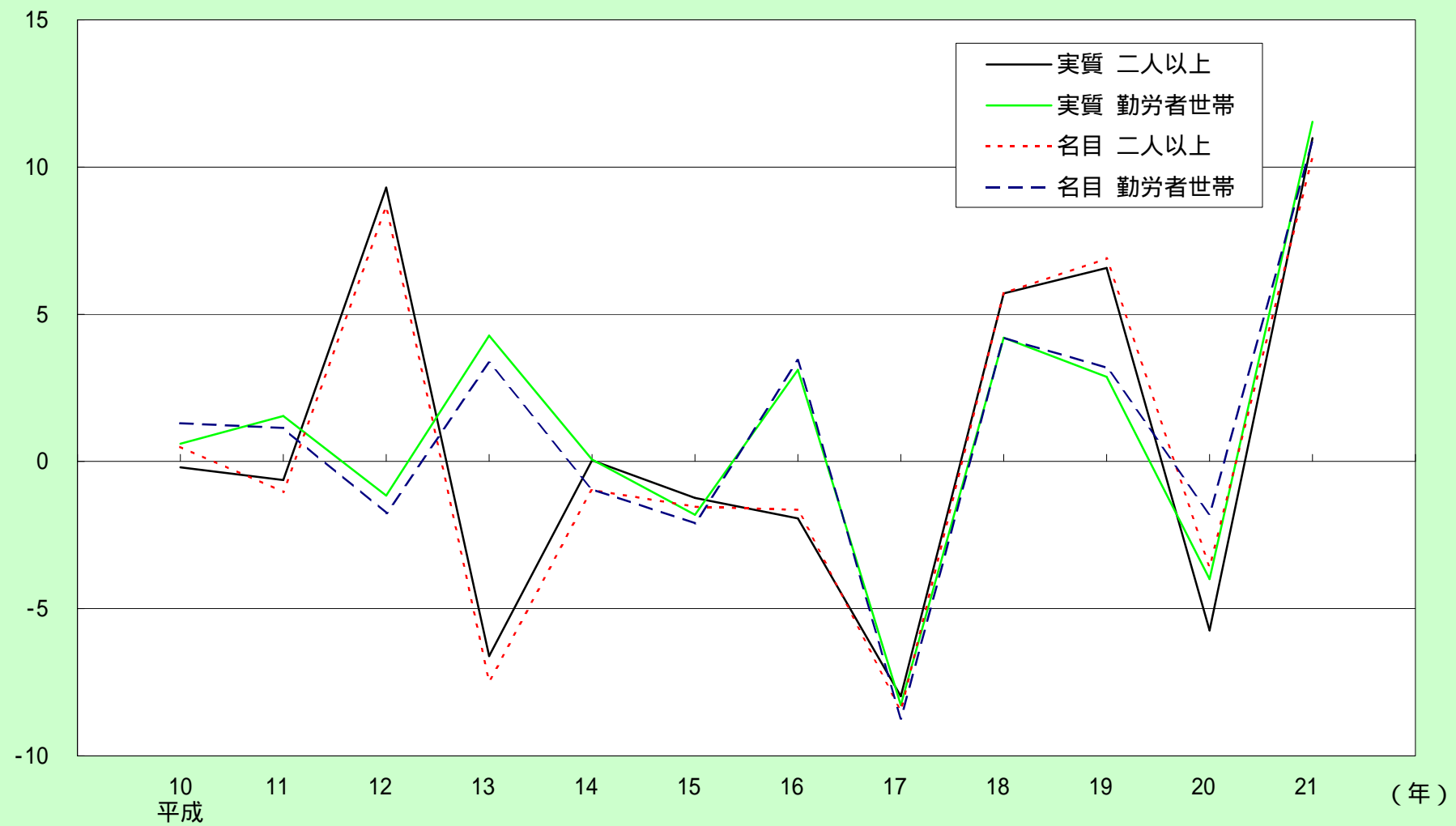
一世帯当たりの実収入を前年比(実質)で見ると、3年ぶりに増加に転じた。

全国の水準(518,226円)を133,210円下回っている。

図2 10大費目の対前年実質増加率 (平成21年平均 - 全国と沖縄・二人以上の世帯)



(%) 図3 消費支出の対前年実質・名目増加率の推移（沖縄 - 二人以上の世帯・二人以上の世帯のうち勤労者世帯）



平成12年までは「農林漁家世帯を除く」世帯での数値です。

図4 10大費目の対前年実質・名目増加率（平成21年平均 - 沖縄・二人以上の世帯）

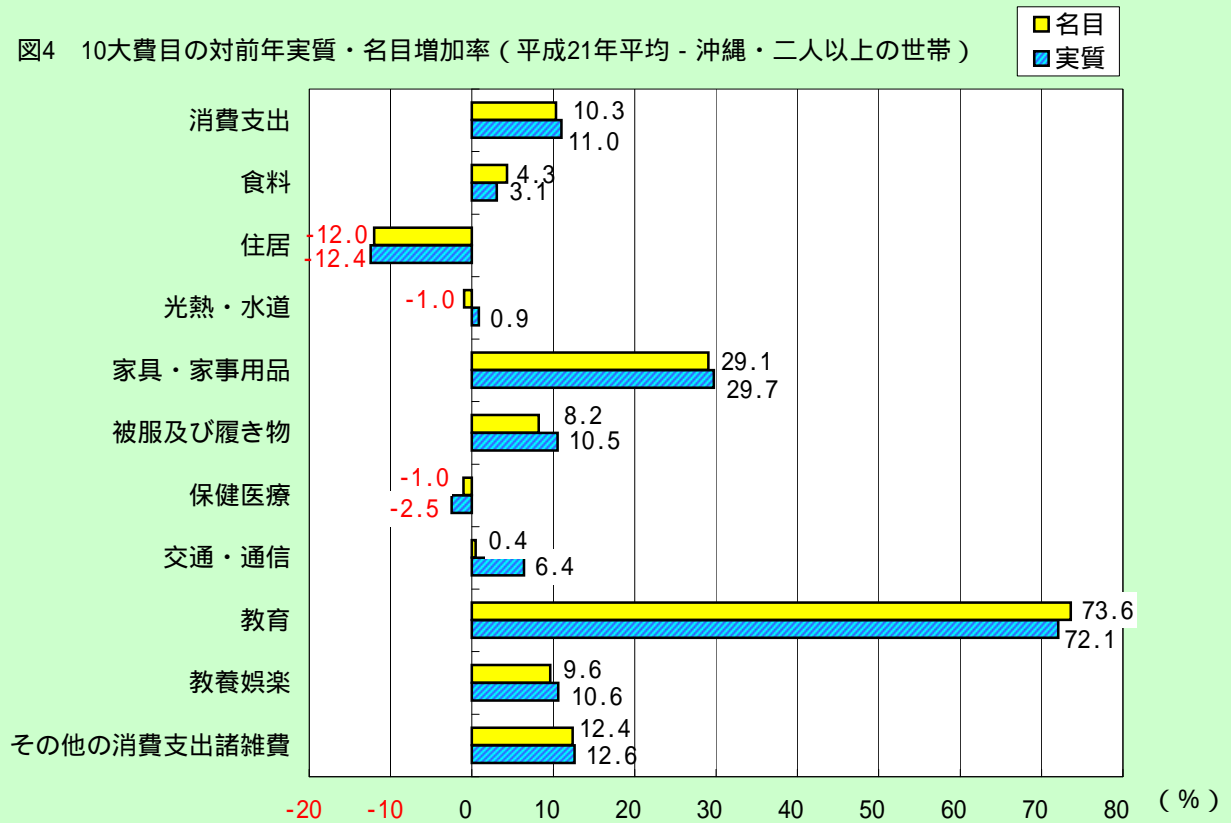


図5 10大費目の対前年実質・名目増加率（平成21年平均 - 沖縄・勤労者世帯）

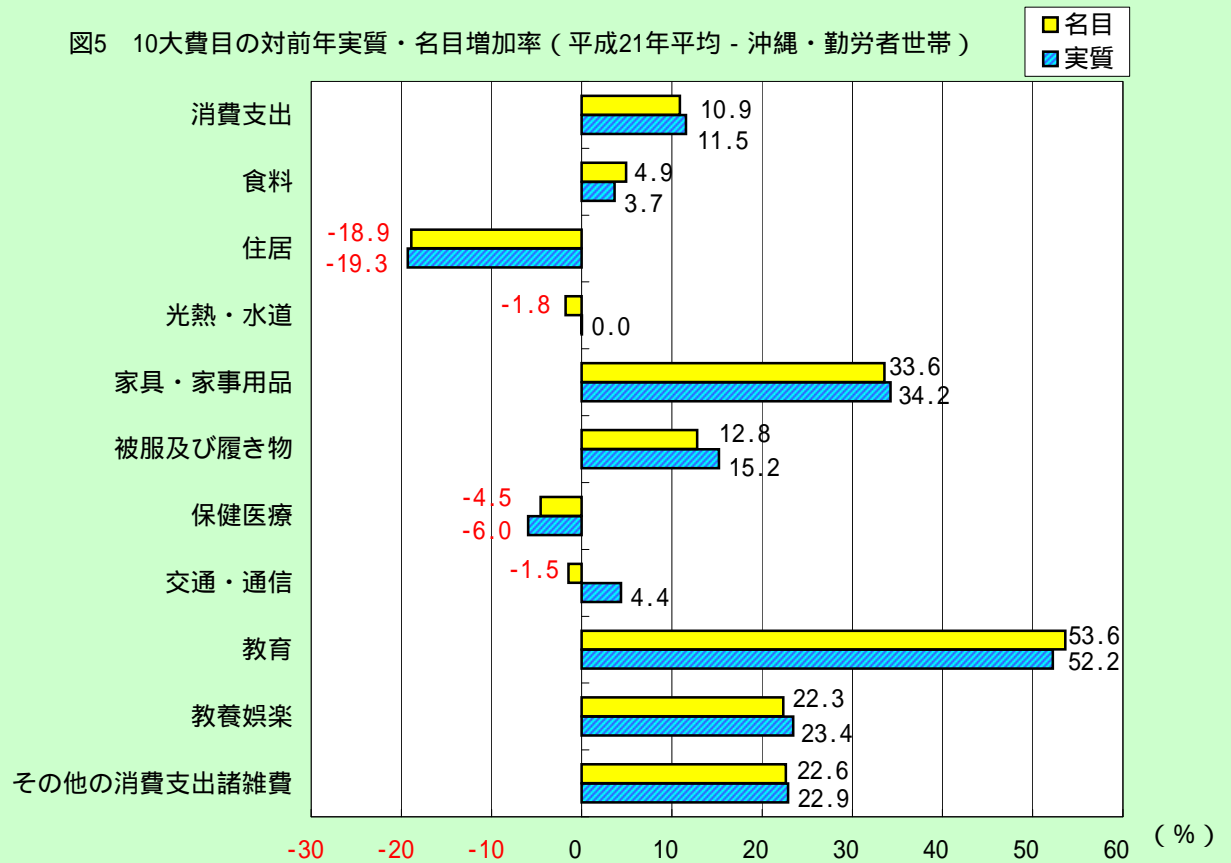
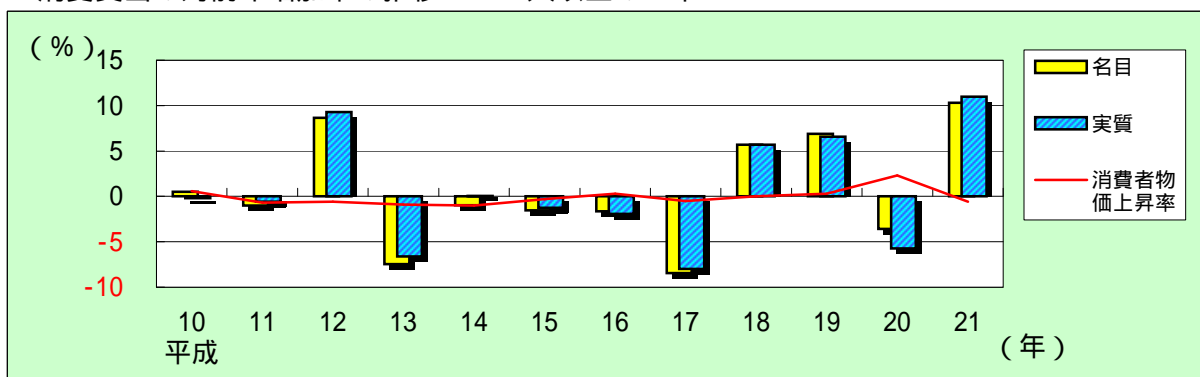
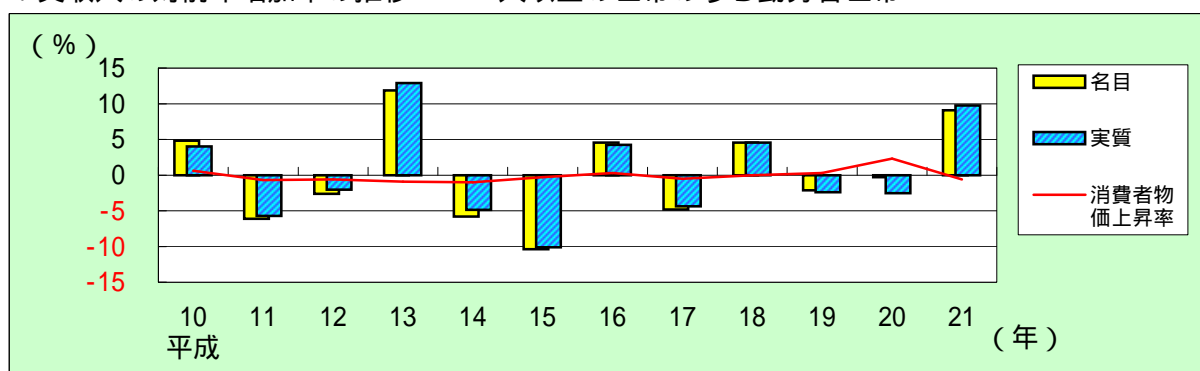


図6 対前年増加率の推移 (沖縄県)

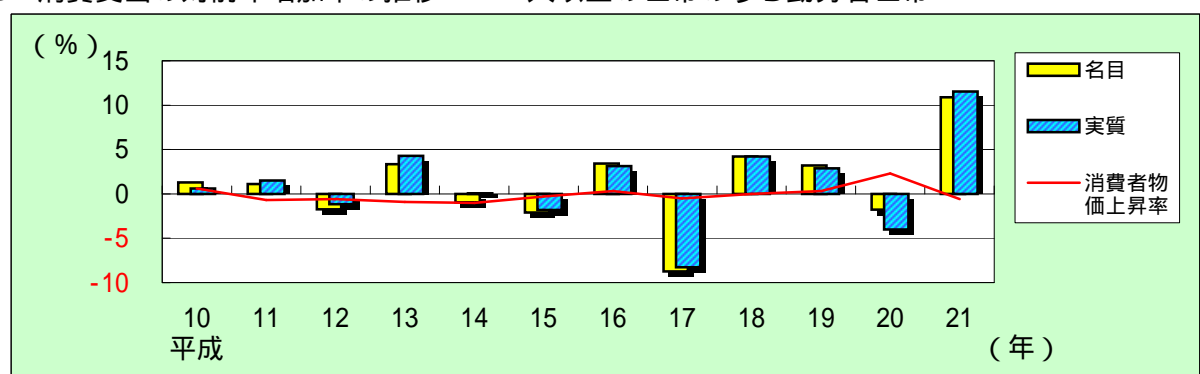
1. 消費支出の対前年増加率の推移 - 二人以上の世帯 -



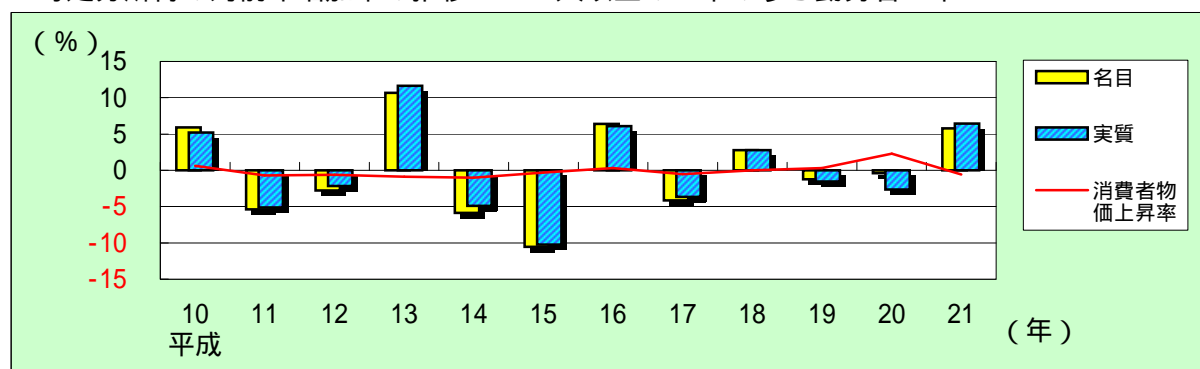
2. 実収入の対前年増加率の推移 - 二人以上の世帯のうち勤労者世帯 -



3. 消費支出の対前年増加率の推移 - 二人以上の世帯のうち勤労者世帯 -



4. 可処分所得の対前年増加率の推移 - 二人以上の世帯のうち勤労者世帯 -

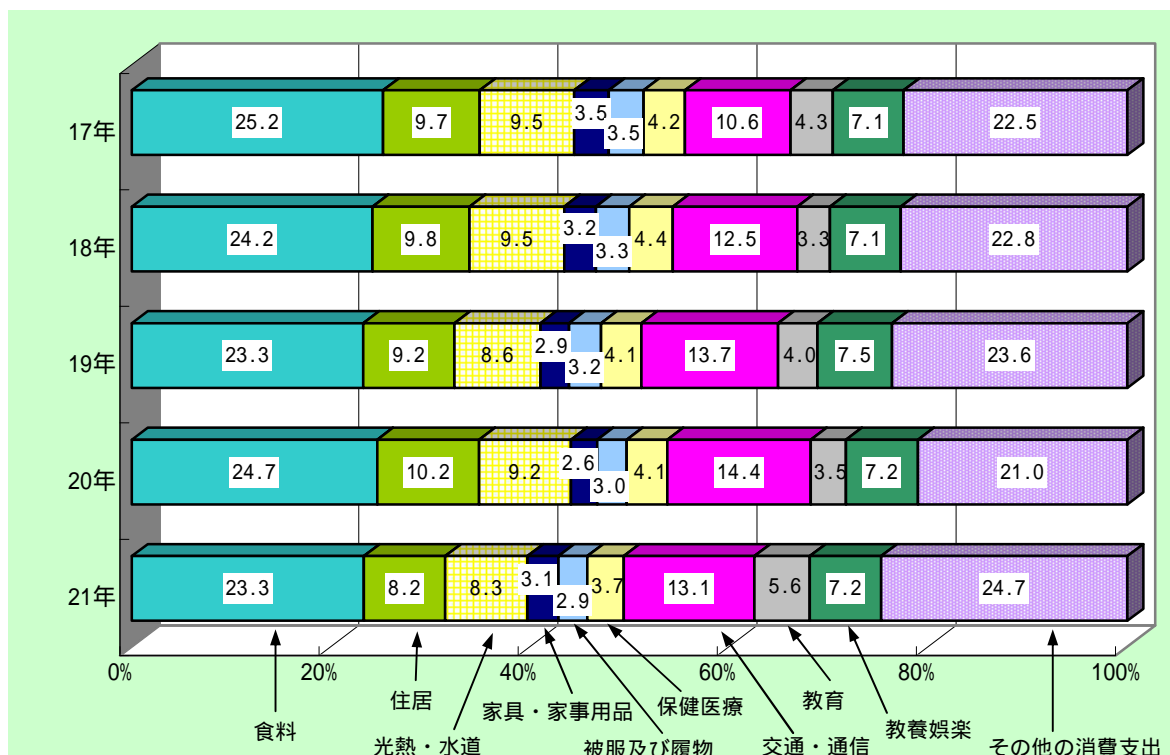


平成12年までは「農林漁家世帯を除く」世帯での数値です。

表3 消費支出の費目別構成比 (平成21年平均)

項目	二人以上の世帯		二人以上の世帯のうち勤労者世帯	
	月平均額(円)	構成比(%)	月平均額(円)	構成比(%)
消費支出	233,032	100.0	258,226	100.0
食料	54,312	23.3	55,928	21.7
住居	19,035	8.2	23,836	9.2
光熱・水道	19,295	8.3	18,517	7.2
家具・家事用品	7,210	3.1	7,423	2.9
被服及び履物	6,751	2.9	8,122	3.1
保健医療	8,533	3.7	9,135	3.5
交通・通信	30,579	13.1	36,275	14.0
教育	12,961	5.6	16,824	6.5
教養娯楽	16,720	7.2	19,476	7.5
その他の消費支出	57,636	24.7	62,690	24.3

図7 消費支出の費目別構成比の推移(二人以上の世帯)



# 家計調査の概要

## 1. 調査の目的

家計調査は全国の全世帯（学生の単身世帯を除く）を対象に、家計収支の調査を行うことによって国民生活の実態を明らかにし、国の経済政策・社会政策の立案のため基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の対象

調査は、総務大臣が指定する沖縄県内6市2村（那覇市・宜野湾市・宮古島市・石垣市・名護市・沖縄市・伊江村・北中城村）において、国勢調査の調査区に基づいて総務省統計局長が選定した単位区内における299世帯（単身世帯を含む）を対象とする。

調査単位区は1年間継続して調査し、毎月新たに選定した単位区と交替する。調査世帯は原則として6ヶ月間（単身世帯は3ヶ月間）継続して調査され、毎月順次新たに選定された世帯と交替する仕組みになっている。

## 3. 調査の方法

勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうち無職世帯については、日々の家計上の収入及び支出が、個人営業世帯などの勤労者以外の世帯（無職世帯を除く）については、支出のみが「家計簿」により調査される。世帯及び世帯員の属性、住居の状態に関する事項等は、すべての調査世帯について「世帯票」により調査される。また、すべての調査世帯について、記入開始月を含む過去1年間の収入が「年間収入調査票」により調査される。また、二人以上の世帯に対して、貯蓄・負債の保有状況及び住宅などの土地建物の購入計画について「貯蓄等調査票」により調査される。

## 4. 調査の法的根拠

家計調査は、国が行う重要な統計として、「統計法（平成19年法律第53号）による「基幹統計」に指定され、統計法に基づいて公布された「家計調査規則（平成20年12月10日総務省令第141号）」に従って調査を実施している。